

第三者評価結果

事業所名：ナーサリースクールT&Y南台

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 法人の保育理念、及び園の保育方針、保育目標は明文化されており、入園説明会で「保育園のしおり（重要事項説明書）」により保護者へ周知が図られています。4月のクラス懇談会では保護者に保育目標の中の、『自分で考えて行動できる子ども』を説明し、伸ばしていきたい旨を伝えています。理念や方針、保育目標等は玄関・事務所等に掲示していますが、職員会議等での説明や保育への生かし方の話し合い等、職員への継続した取組を課題としています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
<コメント> 法人の園長会は現在、毎月リモートで開催されていますが、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画、利用者の動向等の分析資料の提供はありません。園独自でも地域の特長・変化等経営環境や課題の把握・分析は実施出来ていません。相模原市の認可保育園園長会に毎月参加し、地域の情報はミーティング等で職員に周知していますが、園が位置する地域での保育ニーズの変化や経営環境等の把握・分析等は課題としています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 法人はこの地域を中心に保育所の運営を展開しています。保育の内容や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等を掌握して現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。園は年度予算にもとづき運営していますが、法人から財務状況等、経営の情報が伝わっていない為、経営状況や改善すべき課題について、具体的に意識した取り組み出来ていません。また、職員にも経営状況や改善すべき課題等の周知は行われていません。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 法人では「中期計画（3～5年）」及び「短期計画（1～3年）」を作成し、ホームページで公開していますが、園での計画内容の確認は出来ませんでした。また、中・長期の収支計画はホームページ等でも確認できませんでした。中・長期の事業計画、及び収支計画の策定や、経営課題、問題点の長期にわたる改善・改革の取組が期待されます。策定にあたっては、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容にすることが期待されます。また、中期計画の内容が職員に周知されることが期待されます。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<コメント> 単年度の計画は、事業計画書として法人が作成し、例年ホームページで公開していますが、法人全保育園共通の内容の為、具体的な計画内容の記載がありません。また、今年度は公開されていません。園の計画は、保育内容について「全体的な計画」、「年齢別（クラス別）年間指導計画」に記載され、その他「子育て支援計画」、「職員育成・キャリアアップ研修計画」、「年間行事計画」等それぞれ項目別に計画されています。中期計画の内容を踏まえ、職員の参画のもと、園独自の計画の策定が期待されます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>法人共通の事業計画は園の職員等の参画はありません。現在の園の事業計画は、行事等の予算案だけの内容です。実質的には「年間指導計画」等項目別の計画を別途策定しています。「年齢別（クラス別）年間指導計画」や「職員育成・キャリアアップ研修計画」等は、職員が参画し、前年度の実態を踏まえ、意見の集約・反映の基で策定しています。今後、法人全体で事業計画の内容を検討され、計画書の様式を定めて各園ごとに年度の重点取組や項目別の計画を策定することが望まれます。</p>	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>法人作成の事業計画は例年ホームページで公開され、保護者はいつでも閲覧することができます。保護者には入園説明会時に「保育園のしおり」を用い、事業計画の主な内容の説明をしています。今年度は事業計画の公開が実施されていませんが、主な内容は例年と同様です。保護者向けの年間予定表を、年度始めの保護者会で配布し、内容の説明をしています。園の職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定され、保護者会等で理解しやすいように説明することが期待されます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
<p><コメント></p> <p>毎年年度末に、職員は園独自のフォームで「保育園の自己評価」と「保育士の自己評価」を実施し、振り返りを行い保育の質の向上に努めています。自己評価の内容は集計され、エントランスに掲示し、保護者や職員に周知されています。PDCAサイクルが取り組まれているのですが、集計結果に基づいた職員の話し合いの場がなく、組織的に評価（C）が行われていないことを課題としています。日々、担任同士は会議前などに話し合いの場を持ち、保育の質の向上に努めています。会議内容は全て全職員が閲覧するようにしています。</p>		
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
<p><コメント></p> <p>自己評価の結果は園としてまとめられて公表し、職員間で課題の共有化が図られています。これまで公表はしてきましたが、取組状況や課題について話し合う機会を持っていません。評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定することが期待されます。保護者アンケートの結果も、掲示されていますが、これまでは保護者から率直かつ具体的な意見が聞けていないため、現在アンケート項目や内容を見直し、検討して実施する準備を進めています。</p>		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
<p><コメント></p> <p>園長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるように積極的に取り組んでいます。「な—さり—だより」（園だより）4月号では今年度の保育目標等を記載し、保護者に自らの役割と責任を伝えています。新年度には園内の職務分掌を作成し、職員には会議等で伝え周知しています。有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確にされています。</p>		

<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は自ら短期大学等の外部研修に参加したり、法人園長会での研修や市の園長会後の園長研修にも積極的に参加して研鑽を積んでいます。利害関係者（取引事業者、行政関係者等）とは適正な関係を保持しています。職員に対して園の管理運営規定等の規則や職員の心得等を周知しています。環境への配慮等も含む幅広い分野について、遵守すべき法令の把握や取組を課題としています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は保育の質の向上に向け、組織内に副主任2人体制を構築し、チーム力強化に取り組んでいます。主任、副主任の協力を得ながら園内研修を行うなど、保育の質の向上に努めていますが、課題を明確に把握して、組織的に取り組む等の指導力発揮についてはまだ課題があるとしています。職員とは年2回を目標に個別面談を行っています。面談では保育のコーナーづくりや散歩についての相談や悩みも聞いています。職員が休み時間取得や有給休暇、残業などで困っていないかヒヤリングし、困りごとに対してアドバイスしています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は保育方針、保育目標の達成に向けて、人員配置や職員の働きやすい環境整備等に取り組んでいます。配慮が必要な子どもには保育士を加配するなど具体的に取り組み、昼食時間等クラスに出向いて子ども達の様子を確認しています。経営要素の職員については園で把握していますが、物・金・情報は法人主管のため、園での経営改善の取組は限定的です。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。採用活動は法人が実施していますが、配属前に園長も面談しています。現在、派遣社員の採用なども実施していますが、人員不足の状態が解消していません。東京都に近く競争の厳しい立地条件のため、職員の満足度を上げて職員紹介制度などを通じた人材確保等の取組が期待されます。職員にキャリアアップ研修の受講を推進し、対象者に専門リーダー資格の取得を支援しています。</p>	
<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 法人は、人事基準を明確に定めています。職員は年2回園長・主任と面談し、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果、貢献度等が評価されています。人事基準は公表されていますが、面接後に評価の結果が告知されていません。評価基準を明示して、面談結果を本人に告げ、現在の課題や今後の目標を相談する等の取組が期待されます。「職員の心得」が配布され、職員は業務規範を学んでいます。が、「期待する職員像」の明示や自ら将来の姿を描けるような総合的な仕組みはありません。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園長は、職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の実態を月初に把握し、就業状況を確認しています。有給休暇は有給申請簿で申し出ます。子育てや介護などで休暇の希望を申請した場合は、通常休みが取得できる環境にあり、職員同士がお互いに休日を調整し合っています。新入職員には担当者をつけて、職員の保育経験等によりOJT期間を設定し、指導に当たっています。人材の確保、特に常勤職員の増員を課題としています。職員体制の充足により組織の魅力を高め、働きやすい職場づくりへの取組が期待されます。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> 職員は年度末に、園及び保育士個人としての自己評価を行い、園長と面談をしています。以前は、年間目標を設定し、前期終了時及び後期に園長と面談で振り返りを行っていました。現在は職員の負担に配慮し、前期終了時の面接は中止して、年度末の自己評価を行っています。今後の目標管理の取組方を現在検討中です。職員一人ひとりの育成に向けた目標管理制度の趣旨や内容を職員に周知し、目標管理制度が活かされる体制づくりが期待されます。	
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 職員の教育・研修に関する基本方針は「全体的な計画」等に明示され、実施されています。園ではキャリアアップ研修に取り組み、個人別に対象となる8講座について、受講済・未受講の管理を行い、対象者はほぼ専門リーダー・分野別リーダーの資格を取得しました。研修は相模原市主催や短期大学主催、保育研修業者主催など多岐に渡り、園では研修受講料等を支援しています。勤務時間の制約のため非常勤勤務になっている職員に対する外部研修が実施出来ていません。今後は非常勤職員に対する研修の実施が期待されます。	
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント> 園では今年度までキャリアアップ研修を主体に教育の機会を確保し推進してきました。キャリアアップ研修は外部で実施されており、園では対象の職員が受講できるよう勤務シフトを組み支援しています。キャリアアップ研修の受講履歴は個人別に把握されていますが、これまで他の階層別研修や職種別研修、テーマ別研修等、外部研修等の職員個々の研修履歴の管理が弱く、個人別年間研修計画がありません。今後、相模原市等で実施している階層別研修への計画的な研修参加と、非常勤職員の教育・研修の実施が期待されます。	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント> 新型コロナウイルス感染予防対策を実施しつつ、実習生やインターンシップを受け入れています。申し込みは学校から園に直接申し込んでもらっています。実習生受け入れに関しては、マニュアルを整備し、オリエンテーションを実施しています。事前の面談で、どのクラスの実習を経験してきたかを確認し、実習生の希望も踏まえ、実習クラスや内容などを決めていきます。主任・副主任は相模原市の実習生受け入れに関する研修会に参加し、プログラム等を準備しています。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	
<コメント> 法人ホームページでは理念や保育方針、保育目標、財務内容などを毎年掲載していますが、今年度は事業計画が掲載されていません。ホームページには園内の写真や保育園の一日、年間行事など、パンフレットには保育の理念や保育目標、開園時間などを記載しています。地域支援活動として毎週木曜日に園庭開放・園内開放などを実施しています。第三者評価の受審結果は玄関に冊子を置き、閲覧が可能です。今後、園の事業計画を公開し、自治会等と連携して地域に対しての基本方針やビジョン、役割等を明確にされることが期待されます。		

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
---	---

<コメント>

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。園における事務・経理は担当者が実施し、園長が管理しています。園での取り扱いは小口現金のみで、出金は全て法人が管理しています。法人は公認会計士による監査を実施し、監査結果をホームページで公開しています。園における事務・経理・取引等に関するルールは保育士等には周知されていません。また、園に対する法人の内部監査は実施されていません。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
------------------------	---------

【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	---

<コメント>

新型コロナ感染予防により、感染の状況を見ながら地域との交流を行っています。コロナ禍以前は、読み聞かせのボランティアが来所して、紙芝居風にお話を聞かせてもらったり、地域のグループホームと交流し、歌やダンスを披露しています。グループホームの高齢者とは敬老の日にメッセージを渡したり、ハロウィンイベントでメッセージをもらったりして交流しています。コロナ禍以前は自治会の餅つき大会や公園清掃等に参加し、地域の人々との交流を行っています。

【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
---	---

<コメント>

ボランティア受け入れの体制を整えています。現在コロナ禍で外部からの来訪者は基本的に受け入れていませんが、今後は情報収集を積極的に行い、ボランティア受け入れを進めたい意向です。地域の学校教育などへ協力・連携しています。インターンシップも実施して、例年夏休み頃に保育や食事の体験をしてもらっています。保育では3歳以上児での実習となっています。参加者にオリエンテーションは実施していますが、研修や支援活動は出来ていません。入所時は保護者に知らせています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
-----------------------	--

【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
--	---

<コメント>

子どもにより良い保育を提供するために必要となる関係機関・団体への連絡などは園長・主任が対応しています。個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を把握し、職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られていますが、リストなどの資料は作成されていません。課題があった際は、相模原市南子育て支援センターに相談・通報し、情報交換をしています。これまで具体的な取組を実施した事例はありません。関係機関のリスト作成や掲示を実施し、職員に虐待発見時の通報義務等を改めて研修・周知することが期待されます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
--------------------------	--

【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
--	---

<コメント>

相模原市私立保育園園長会が毎月開催され、保育に関する地域の課題等の話し合いや研修を実施しています。普段は在園していない乳幼児も、災害時などに保育園で一時預かりをするシステム「災害時乳幼児支援ステーション」を相模原市私立保育園園長会が考案し、災害時の育児支援協定を市と締結しています。園は現在近隣4園共同で災害時の対応施策を準備しています。今後、民生委員・児童委員等との連携強化や、地域に対する定例的な育児相談会などの実施により、地域の具体的な福祉ニーズの把握が期待されます。

【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
--	---

<コメント>

コロナ禍以前は市・自治会主催の「地域防災ネットワーク」に参加し、防災連携の話し合いや、防災訓練等を共に実施してきました。コロナ禍で昨年から開催が中断しています。東日本大震災時の現地の教訓からスタートした「相模原市災害時乳幼児支援ステーション」事業に参加し、災害時は在園していない子どもも一時預かりするなどの計画を立て、準備しています。自治会や近隣住民等と、災害時の協力体制の構築に向けた話し合いの実施が期待されます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 性差により、色を変えたり、活動を分けたりすることはせず、固定的な対応をしないよう配慮しています。外国籍の子どもも在籍していますが、自然な様子で周囲の子どもたちから受け入れられ、クラスの中に溶け込んでいます。子どもの尊重については、「一人ひとりを大切にする」事が理念とされています。利用者の基本的人権尊重に関する基本姿勢を明示し、保育計画に反映される事が期待されます。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
<p><コメント> 子どもの人権に関するマニュアルがあり、プライバシーの保護に関しても職員間で共有しています。夏季の屋上でのプール活動の際には、目隠しをし、プライバシー保護対策を講じています。土曜日の異年齢での合同保育は、乳児の保育室を使用しています。トイレに扉がない乳児用の設備のため、年齢の高い子どもへのプライバシー保護への配慮が期待されます。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	b
<p><コメント> 来園した見学者にはパンフレットを渡していますが、園外への配架等はなく、多くの保護者が情報を得ることができるのは法人が作成しているホームページとなっています。見学は随時受け付けていて、個別に園内を案内したり、説明を行っています。法人ホームページに掲載されている「保育理念」・「保育方針」は、保育園として掲げているものと違っているため、適宜見直す必要があります。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p><コメント> 「入園のしおり」「重要事項説明書」を用いて保護者にわかりやすく説明をし、同意を得ています。年度始めにクラス懇談会を開催し、園長が保育や運営について説明を行っています。年度末にも懇談会を実施し、年長クラスについては、就学に向けての説明などを行っています。行政の指示により、新型コロナウイルス感染防止への対応のお知らせを配布しました。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保育所の利用が終了した後も、保育所としては相談を受けることを歓迎しています。卒園児童が保護者と一緒に顔を見せに来てくれたり、運動会に招待したりする事があります。就学時の保育要録については、研修に参加したり、定められた文書で作成し、小学校へ引き継ぎを行っています。</p>	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 日々の保育の中で子どもの満足状況を把握し、保護者には満足度調査を行っています。園長または主任が個人面談に同席し、保護者の意向を聞きとっています。行事に関するアンケートを毎年実施していますが、保護者の要望を明確にするため、項目の工夫を検討しています。過去に実施したアンケートの事例として、「リレーをやってほしい」という意見があり、職員で意見を出し合い検討した結果、実現しています。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】 苦情解決の体制が整えられ、保護者にも周知されています。入園のしおりに記載して入園の際に保護者に説明を行うほか、玄関のコーナーに配架し、保護者が閲覧できるようにしています。ご意見BOXが用意されていますが活用されていません。全クラスに連絡帳があり、保護者は相談や意見をいつでも園に伝えることができます。出された意見については、職員間で話し合い、対策を検討し、対応する姿勢はありますが、公表することは出来ていません。	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 苦情解決の体制についてのお知らせでは、第三者委員始め、他の機関も記載されています。送迎時には、限られた時間の中で保護者とコミュニケーションを取り、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。個人面談や相談記録などの記録があり、朝の職員会議で共有しています。保育室以外の部屋が多くあり、個室で保護者と面談をすることが可能です。	
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 日頃から話しやすい雰囲気を心掛け、保護者とコミュニケーションを取っています。連絡帳に相談や意見があった場合は、園長・主任に報告し、すぐに対応しています。対応についてマニュアル化はされていませんが、すべてのことが速やかに園長・主任に報告、連絡される体制となっています。対応に差異が生じないように、組織としての対応方法の明確化が期待されます。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> 毎月避難訓練を行い、リスクマネジメントの責任者は園長となっています。避難訓練担当が安全チェックや設備等のリスク管理を行い、安全管理について職員会議で話し合う体制を取っています。相模原市や国からの通達、事故事例などは、職員間で共有しています。建物の構造上、階段が急傾斜であったり、外部からの侵入が容易であったりするため、より実効的なリスク管理が望まれます。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対応マニュアルがあり、また、相模原市・厚生労働省の感染症ガイドラインを使用して職員に周知徹底を図っています。ガイドラインは改訂されるので、その都度定期的な見直しが必要です。嘔吐物の処理について内部研修を行い、処理方法を共有しています。感染症発生時にはお知らせボードで保護者に発生状況を知らせています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 危機管理マニュアルには、様々な災害に際しての対応がフローチャートで示されています。職員が閲覧し、理解できるようにしています。毎月、様々な災害を想定した避難訓練を行っています。自治会の防災会議にも出席し、つながりを持っています。防災に関する連携園が近隣にあり、災害時にはお互い助け合える体制が作られています。備蓄リストが作成され、園長が管理しています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	c
<p><コメント> 必要とされるマニュアルは揃えられていますが、保育について職員の経験、レベルによって差が出ないような具体的な実施方法を文書化した手引や手順書はありません。まずは、現行のマニュアルに、実際の保育の実施方法を定め、職員が共有する取組が求められます。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	c
<p><コメント> 標準的な実施方法が園として決められていてこそ、職員が実際に行えているかどうかを検証することができます。まずは、実際に行われている手順が、子どもの尊重や権利擁護に見合ったものか検証し、職員や保護者の意見を反映させたうえ、園としての手順書の作成が望まれます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<p><コメント> 指導計画立案の責任者は園長がとなっています。全体の計画が作成され、それに基づいて長期計画（年間保育計画）から短期計画（週案）まで、細やかに立案されています。入園時には調査票があり、アセスメントが行われています。指導計画や日誌には「子どもの姿」を基に「評価反省」が行われ、次の計画に反映される仕組みが確立しています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p><コメント> 園としての標準的な実施方法が確立していないため、指導計画との関係性が明確ではありません。ただ、職員会議などで職員間の話し合いが活発に行われており、日々保育の見直しが行われています。行政からの指導で最低基準の見直しをするばかりではなく、「保育の質の向上」という観点からの見直しも期待されます。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<p><コメント> 個人ごとに児童票があり、記録は施錠できる書庫に保存され、閲覧はいつでも可能です。乳児・障害児は個別指導計画があり、評価反省も行われています。毎朝10分間のミーティングで、子どもに関する情報を共有しています。毎月職員会議が開かれ、ケースについての話し合いや共有が記録されています。その他にリーダー会議があり、状況を共有しています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a
<p><コメント> 法人として個人情報保護規定があり、職員にも周知されています。様々な個人情報は事務室の鍵のついた書庫に収納されています。日頃から個人情報の管理については、ミーティングや職員会議で共有しています。記録管理の責任者は園長です。保護者とは、子どもの写真の取り扱いや掲載について説明し、入園の際に書面で同意を得ています。</p>	